

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)	
地域名 (地域内農業集落名)	加美区 (門村集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月4日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業者の高齢化(60代が33%、70代が37%)が進んでおり離農者が増える傾向にある。地区内では主に水稻(コシヒカリ)を中心に作付し、また門村集落営農組合(以下、営農組合)が、隣接集落の牧場と契約して飼料用米を作付しているほか、麦、なたね、そば、みつ源れんげを作付けしている。一部用水の確保が難しい場所も営農組合がそばやなたねを作付することで工夫し農地の活用を行い、隣接集落の営農組合と多可町菜の花エコプロジェクトとして、収穫された麦、なたね、そばを地域の特産として加工・販売している。あわせて隣接集落の認定農業者1名が黒大豆を作付している。農地の多くはほ場整備されているが、山際は傾斜があり草刈り等の保全管理に労力がかかる。また近年獣害被害が減少している箇所もあるが、近隣集落から進入してくるため、当地区だけで対応するには限界がある。

【基礎データ】

- ・農家軒数 24軒(集落営農1組織)
- ・主な作物 水稻(うるち、飼料用米)、はだか麦、大麦、なたね、そば、みつ源れんげ、黒大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に作付し、営農組合は飼料用米、麦、なたね、そば、みつ源れんげをブロックローテーションすることで農地の有効活用を図る。保全管理については、農地を預けた農家、営農組合に任せるだけでなく、地権者にも草刈りなど農業活動への積極的な参加を促す。また、営農組合については収穫した作物を多可町菜の花エコプロジェクトと連携して新商品の開発も含め商品の販売促進に力を入れる。営農組合の作業については引き続き農家以外の若者にも依頼し参加協力してもらうことで後継者育成を図っていく。そのほか中山間および多面的機能直接支払交付金等を活用し、農地周辺の保全活動等の報酬や施設の修繕、整備を今後も継続する。近隣集落の状況や対策等についても情報交換を行い、集落で活用できるものについては取り入れていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農会、農家、集落営農で都度協議を行いブロックローテーションを活用することで集積・集約について検討を進めていく。 ・農業委員、農地利用最適化推進員にも協力を仰ぐ。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地権者や耕作者の理解を得ながら、農地中間管理機構を活用し段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・中山間および多面的機能支払交付金の活用により施設の修繕・整備を引き続き図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地区内での新規就農者、女性等農業に興味がある者を集い相談にのりながら育成を行っていく。 ・集落営農については若年者にも呼びかけ新たな担い手や協力者の育成を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・JAみのりによるヘリ防除の利用

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①多面的機能支払交付金を活用し、獣害防止柵の点検と早期補修を引き続き行っていく。
⑦多面的機能支払交付金を活用し、農業施設の保全管理(水路清掃 1/年、水路草刈り 1/年)を集落全体で取り組んでいく。